

PTA会費におけるガイドライン

令和 5 年 11 月 24 日
市川市PTA連絡協議会

PTA 会費の適正な活用とは…

PTA は児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、保護者と教職員が自主的に組織し運営する任意の社会教育団体で、その活動は、本来の目的を達成するために定められた規約に則ったものでなければなりません。

また、市が負担すべき経費である学校施設の維持・修繕や通常備えるべき備品の整備、教育活動として行われる学校行事にかかる経費等に対して PTA 会費を活用することはできません。

PTA を取り巻く環境も変わってきていますので、PTA 会費の適正な活用と現状の活動に適した会費の見直しなど計画的な運営を検討してください。

PTA会費が活用できる主な経費例

□ PTA活動費（PTAが主催であること、または学校との共催で行う行事や活動にかかる経費）

＜活用例＞ ・PTA総会 ・講演会 ・研修会 ・美化作業 ・広報紙発行にかかる経費
・各種部会や委員会活動の経費 ・学年委員が主催する学級懇親会の費用
・周年事業記念碑や植樹、記念品 等

□ PTA運営費（PTA運営にかかる経費）

＜活用例＞ ・PTA 団体総合補償制度による保険（千葉県PTA連絡協議会による任意団体加入）
・事務費、通信費、交通費 ・市P連、県P連への加入にかかる経費
・ホームページや Wi-Fi 環境にする経費 ・PTA備品購入費やPTA備品の保守管理費 等

□ その他の経費（上記に当てはまらない経費、あくまでPTAが自主的に必要と判断されたもの。）

＜活用例＞ ・卒業記念品や運動会参加賞（児童生徒全員への贈答） ・会員への見舞金、香料、祝い金
・入学式、卒業式のお花 ・部活動をより一層充実するための経費補助（施設利用料、バス代）等

PTA会費が活用できない主な経費例

□ 教職員の人件費・旅費・研修費

□ 学校施設の整備等にかかる経費（建設、保守管理、維持修繕 等）

例） ・校舎や体育館、グラウンドやプール等の学校施設の整備、清掃や維持修繕経費
・学校備品の整備、修繕 ・カーテンのクリーニング ・ペンキ、ワックス、洗剤 ・光熱費 等

□ 教育活動費（教材や教具、進路指導や生徒指導にかかる経費 等）

□ 私費（個人に）負担になる経費

例） 体操服、遠足、修学旅行、ワーク・ドリル、卒業アルバム、家庭科や図工の材料 等

□ 学校への寄付・寄贈（教育費の保護者負担適正化のため、学校は受け取れません。）

※上記にあてはまらない場合は、必要に応じて PTA 役員の中で活用の是非をご検討ください。